

# 『京都文教大学臨床心理学部研究紀要』投稿規程

## (投稿資格)

**第1条** 本誌に掲載する論文等の投稿者は、本学の教員及び在籍中の大学院生、大学院研究生に限る。ただし、共著論文において、共著者に本学の教員が含まれている場合や、編集委員が執筆を依頼する場合、又はその他臨床心理学部研究紀要編集委員会（以下「編集委員会」という。）が必要を認めた場合は、その限りでない。又、その場合は、編集委員会の審議を経てその可否を決定するものとする。なお、在籍中の大学院生、大学院研究生が投稿する場合は指導教員の承諾書を添付しなければならない。

## (投稿申し込み)

**第2条** 投稿に際しては、あらかじめ編集委員会から指定された方法により申し込みを行うものとする。

## (投稿原稿の種類及び掲載量)

**第3条** 投稿原稿については以下のとおりとする。

- a) 論文：新しい価値のある結論・事実・知見を含む論文で、他に未発表のものに限る。  
(概ね40字×40行×12.5頁、20,000字程度)
  - b) 研究ノート：研究における速報的なものあるいは萌芽的なもので、他に未発表のものに限る。  
(概ね40字×40行×10頁、16,000字程度)
  - c) 資料：質的・量的調査において得られた資料・データ・聞き取り記録等に関する報告で、他に未発表のものに限る。  
(概ね40字×40行×10頁、16,000字程度)
  - d) 報告：学科又は研究科が主催した講演記録等とし、他に未発表のものに限る。  
(概ね40字×40行×2.5頁、4,000字程度)
  - e) 書評：新たに発表された著書・論文の紹介・批評等を内容とし、他に未発表のものに限る。  
(概ね40字×40行×2.5頁、4,000字程度)
- 2 執筆原稿は日本語又は英語で執筆するものとし、日本語の場合は英文の要旨(300—400words)・題名・著者名、英語の場合は和文の要旨(600字程度)・題目・著者名を付ける。各要約の末尾には、それぞれの言語で3語のキーワードを明記する。
- 3 掲載量には、図・表・註・参考文献などを含むものとする。又、図・表については出来上りの大きさを指定する。
- 4 題目・著者名・各章(節)の見出しなどによるスペースも、上記掲載量に含むものとする。
- 5 著者が複数の場合も、一編についての掲載量は変わらない。
- 6 カラー図版を使用する場合、著者がその実費を負担する。カラー図版の単価については、編集委員を通じ事前に問い合わせを行うものとする。

## (投稿原稿の提出)

**第4条** 投稿原稿は本規程に準拠して作成し、論文・研究ノート等の別を指定し、これをデータ形式で提出する。ただし、原稿の体裁や種類については編集委員会で検討した後、変更を依頼することもある。

2 投稿者は編集委員が指定した提出期限を厳守するものとする。

## (原稿記載についての注意)

**第5条** 引用文献・参考文献・文中の語句に対する補足的な説明は、脚注や傍注にせず、本文の最後に一括して掲載するものとする。

2 論文、研究ノートの初頁の下段に執筆者の専門分野を記入するものとする。

## (原稿の掲載決定)

**第6条** 投稿原稿は、査読を経てその採用を編集委員会において決定する。

## (投稿原稿数・校正・抜刷)

**第7条** 投稿原稿(筆頭著者の論文等)は原則として一人一編とする。

2 著者校正是第2校までとする。ただし、校正段階での加筆や削除はできない。

3 掲載された論文等の抜刷は30部を投稿者に贈呈する。なお、30部を越える場合は、その費用を投稿者が負担するものとする。

## (書き換え・掲載不可)

**第8条** 本規程の定めるところに沿わない原稿に対しては、書き換えを依頼したり、掲載を断ることがある。

## (著作権等)

**第9条** 本研究紀要に掲載された論文等の著作権は京都文教大学に帰属する。ただし、著作者自身が、自分の論文等の全文又は一部を複製、翻訳・翻案などの形で利用することができる。

2 本研究紀要は、国立情報学研究所の学術機関リポジトリ構築連携支援事業のもとで、原則として電子化し一般公開を行う。

## (所管)

**第10条** この規程に関する事務は、研究支援オフィスが行う。

## (改廃)

**第11条** この規程の改廃は、編集委員会、教授会、大学運営会議の審議を経て、学長の決裁により行う。

## 附 則

本規程は、平成21年3月1日より施行する。

平成27年7月1日改正(第1条・第9条・第10条)

平成29年4月1日改正(第1条・第9条改正、第10条新設、第11条条変更、第11条改正)

令和2年4月1日改正(規程名称変更、第10条改正)

令和3年4月1日改正(第10条)

令和4年10月1日改正(規程名称変更、第1条・第9条改正)